

岡崎市交通政策会議設置要綱

(目的)

第1条 岡崎市の交通政策に関わる諸問題について協議し、より良い交通政策を策定し、事業を実施するため、岡崎市交通政策会議（以下「政策会議」という。）を設置する。

(事務所)

第2条 政策会議は、事務所を愛知県岡崎市十王町二丁目9番地に置く。

(協議等事項)

第3条 政策会議は、次に掲げる事項を協議等を行うものとする。

- (1) 全市的かつ総合的な交通政策の策定及びその推進に関すること。
- (2) 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）に基づく地域公共交通会議として、一般乗合旅客自動車運送及び自家用有償旅客運送に関する協議を行うこと。
- (3) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に基づく協議会として、地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うこと。
- (4) 地域公共交通の確保・維持・改善に向けた地域の特性・実情に応じた最適な移動手段の提供等を図るための計画（以下「交通計画」という。）の作成に関する協議及び交通計画の実施に係る連絡調整を行うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、当政策会議の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 政策会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 岡崎市長またはその指名する市職員
 - (2) 関係する公共交通事業者、関係団体、道路管理者
 - (3) 市民または利用者の代表
 - (4) 中部運輸局長（愛知運輸支局長）又はその指名する者
 - (5) 愛知県警察、学識経験者その他の政策会議の運営上必要と認められる者
- 2 委員の任期は、委嘱された日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は再任されることができる。
- 4 第1項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者が、その身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。この場合において、第2項ただし書の規定により補欠委員を委嘱するときは、当該職を辞した委員の身分又は資格に準ずる者のうちから委員を委嘱するものとする。

(会長、副会長及び座長、副座長)

第5条 政策会議に会長、副会長1人及び座長、副座長1人を置く。

- 2 会長は、前条第1項の規定に基づき、委員となるべき者の中から、市長が指名する者とし、副会長、座長、副座長は、会長が指名する。
- 3 会長は、政策会議を代表し、会務を総括する。

- 4 副会長は、会長を補佐して政策会議の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。
- 5 座長は政策会議の議長となる。座長に事故があるとき又は欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

(会議等)

第6条 政策会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員は都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 会議の議事は、原則として全会一致をもって決するものとする。ただし、意見が分かれたときは、出席委員の4分の3以上の賛成で決するものとする。
- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 会長は、必要に応じて委員以外の者に対して、資料を提出させ、会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第7条 政策会議で協議が整った事項については、委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(協議済み事項の軽微な修正・変更)

第8条 政策会議において協議が整った事項に関する軽微な修正・変更については、**関係機関と協議の上**、政策会議での協議を省略することができるものとする。

- 2 前項における軽微な修正・変更とは、別表1に掲げるものとする。

(分科会)

第9条 会長は第3条に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ政策会議に分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(幹事会)

第10条 政策会議（分科会を含む。以下この条において同じ。）に提案すべき事項、その他政策会議の運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、会長が指名する市職員をもって組織する。
- 3 幹事長は、都市整備部長とする。
- 4 副幹事長は、交通政策室長とし、幹事長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 幹事会は、必要に応じ幹事長が召集する。
- 6 幹事長は、必要に応じ作業部会を設置し、幹事会で検討すべき事項の協議、調整を行うことができる。

7 作業部会は、幹事長が指名した市職員をもって組織する。

(事務局)

第11条 事務局の設置及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第12条 政策会議に監査委員を2名置く

2 監査委員は、会長が指名し、政策会議の会計監査を行う。

3 監査委員は、会計監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第13条 政策会議の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、政策会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年11月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年12月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月21日から施行する。

別表 1（第 8 条関係）

- ・バス停名称の変更
- ・バス停の新設又は廃止を伴わない**経路**の変更 （運賃、料金の設定、変更を要するものを除く）
- ・**経路**の変更を伴わないバス停の新設、位置変更等 （運賃、料金の設定、変更を要するものを除く）
- ・運行本数の変更を伴わない運行時刻の修正

岡崎市交通政策会議設置要綱 新旧対照表

変 更 案	現 行
(目的) 第1条 岡崎市の交通政策に関わる諸課題について<u>協議し、より良い交通政策を策定し、事業を実施するため、岡崎市交通政策会議（以下「政策会議」という。）を設置する。</u> (協議事項) 第3条 政策会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。 (1) 全市的かつ総合的な交通政策の策定及びその推進に関すること。 (2) <u>道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）に基づく地域公共交通会議として、一般乗合旅客自動車運送及び自家用有償旅客運送に関する協議を行うこと。</u> (3) <u>地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に基づく協議会として、地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うこと。</u> (4) <u>地域公共交通の確保・維持・改善に向けた地域の特性・実情に応じた最適な移動手段の提供等を図るための計画（以下「交通計画」という。）に関すること。</u> (5) <u>前各号に掲げるもののほか、当政策会議の目的を達成するために必要なこと。</u> (協議済み事項の軽微な修正・変更) 第8条 政策会議において協議が整った事項に関する軽微な修正・変更については、<u>関係機関と協議の上</u>、政策会議での協議を省略することができるものとする。 2 前項における軽微な修正・変更とは、別表1に掲げるものとする。 <u>附 則</u> <u>この要綱は、平成25年6月21日から施行する。</u>	(目的) 第1条 <u>岡崎市交通政策会議（以下「政策会議」という。）は、岡崎市の交通政策に関わる諸課題について調査研究し、より良い交通政策の策定及びその推進に資するため、また、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議を行うとともに、地域公共交通の確保・維持・改善に向けた地域の特性・実情に応じた最適な移動手段の提供等を図るための計画（以下「交通計画」という。）の作成に関する協議及び交通計画の実施に係る連絡調整を行うために設置する。</u> (協議事項) 第3条 政策会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。 (1) 全市的かつ総合的な交通政策の策定及びその推進に関すること。 (2) <u>地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること。</u> (3) <u>交通計画の策定、変更の協議及び実施に係る連絡調整に関すること。</u> (4) <u>前各号に掲げるもののほか、当政策会議の目的を達成するために必要なこと。</u> (協議済み事項の軽微な修正・変更) 第8条 政策会議において協議が整った事項に関する軽微な修正・変更については、政策会議での協議を省略することができるものとする。 2 前項における軽微な修正・変更とは、別表1に掲げるものとする。

変 更 案	現 行
別表 1（第 8 条関係） ・バス停名称の変更 ・バス停の新設又は廃止を伴わない 経路 の変更（ <u>運賃、料金の設定、変更を要するものを除く</u> ） ・ 経路 の変更を伴わないバス停の新設、位置変更等（ <u>運賃、料金の設定、変更を要するものを除く</u> ） ・運行本数の変更を伴わない運行時刻の修正	別表 1（第 8 条関係） ・バス停名称の変更 ・バス停の新設又は廃止を伴わない <u>ルート</u> の変更 ・ <u>ルート</u> の変更を伴わないバス停の新設、位置変更等 ・運行本数の変更を伴わない運行時刻の修正